

自治研報

かながわ

1981

4

No. 41 特集 “納税者の反乱”80年全米でのうごき(その2)



神奈川県地方自治研究センター

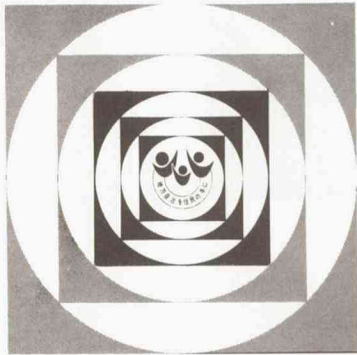


「デモ行進するAFSCME組合員たち」(AFSCME機関紙より)

もくじ ◆◆ CONTENTS

“納税者の反乱”80年全米でのうごき
—提案の否決と可決, その影響—

自治研 かながわ 1981
4
No. 41 特集 “納税者の反乱”80年全米でのうごき(その2)



神奈川県地方自治研究センター

はじめに	} 81.3月号	
I 1980年の“納税者の反乱”の主なうごき		
II 提案9号(ジャービスII)の敗北	}	
III 提案2½号下のカオス(大混乱)		
—マサチューセッツ版納税者の反乱—		
1. 1980年11月, 全米の動向		3
2. マサチューセッツ版納税者の反乱の背景		5
3. 提案2½号の内容		6
4. 州政府・州議会の反応		8
5. 提案2½号と提案13号との違い		10
6. 提案2½号下のカオス(大混乱)	11	
7. 納税者の反乱と公共サービスの危機	14	
8. 公共サービスの積極的防衛を	17	
IV 納税者の反乱の役割	} 81.6月号(予定)	
あとがき		
編集後記	19	

“納税者の反乱”80年全米でのうごき(その2)

—提案の否決と可決, その影響—

インディアナ大学大学院在学

佐藤孝治

(県自治研センター会員)

III 提案 2 1/2号下のカオス(大混乱)

～マサチューセッツ版納税者の反乱～

1. 80年11月 全米の動向

80年11月の大統領選挙と同時に住民発議に基づく住民投票も実施されたが、18州で提案13号型の減税、政府の支出制限、原発の可否、禁煙権に関する42の住民投票が実施された。住民投票一投票箱によって法律を作るという方法は今日全米的な傾向となってきたが、これは直接民主主義的な方法で問題を解決する市民意識の高さを現わしているとともに、市民、特に中産階級の焦燥感の現われでもある。これらの住民発議の中でも、減税提案、政府の支出制限提案は10余の州で住民投票にかけられた。

1978年のカリフォルニア州の提案13号の成立以来続いてきた“納税者の反乱”は11月の投票では新たな局面を迎えた。多くの州ではこの減税提案は敗北したが、東部のマサチューセッツ州と南部のアーカンソー州では提案13号型の納税者の反乱が成功した。また、ミズリー州ではすべての州税を連邦消費者物価数で拘束する提案＝州憲法修正案が成立した。このうちマサチューセッツの提

案 2 1/2号については、重大かつ深刻な影響が生まれている。

その前にまず納税者の反乱が敗北した諸州の動きを検討しよう。

ミシガン、ネバダ、アリゾナ、オレゴン、ユタ、サウスダコタ、モンタナ、アイオワ、ネブラスカで納税者の反乱はいずれも敗北した。オハイオでも減税提案が住民投票にかけられ否決されたが、これはAFSCME(アメリカ自治労)が支援する大企業の特権的減免税廃止と中・低所得者への税負担軽減を目的としたものである。詳しくは後述する。

(1) ミシガン州・アリゾナ州で

ミシガン州では3つの減税住民発議が投票にかけられた。これらの提案は圧倒的に否決されたが、その中で最悪の提案はボブ・テッシュが提案した“テッシュ提案”であった。

テッシュ提案は州憲法修正案で、その内容は財産評価を1978年レベルに戻し、財産税を半減しようとするものであった。この提案は、当初個人住宅所有者と住宅開発業者によって広範に支持されていた。その理由は、「全米的な景気後退の打

撃を最も受けているミシガン州経済が、減税による消費刺激によって活力を取り戻し、州歳入は容易に補填される」というテッシュや他の提案推進者の見解を受け入れたものであった。

しかし、ミシガン州知事ウィリアム・ミルケン（共和党）は、80～81年度州当初予算からすでに1億ドルを削減していたが、新たな歳入削減、そのうち最悪の“テッシュ提案”では、年額で20億ドルを州内自治体歳入から削減することになると推定した。当然、自治体の歳入欠陥を補填するために州政府は州支出金として約20億ドルを緊急支出せざるを得ないものと見ていた。ミルケン知事はその結果として、25,000名の州公務員の解雇、84箇所の州立公園と180箇所のキャンプ場の閉鎖、州立病院から7,000ベッドの削減、15校の州立大学のうち12校への予算支出の廃止、州警察の75%の警察官の解雇が必要になると発表した。①これらの数字は個々に説得力を持つものであったため、一時はテッシュ提案を支持していた多くの州民は、

住民投票によりこの提案を廃案に追い込んだのである。

アリゾナ州の提案13号“ヒュースラー憲法修正案（提案106号）”は、財産税の評価を実際の市場価値の1%に制限しようとする提案であったが、70対30の差で敗北した。この提案の敗北のためにはAFSCMEの公務員労働者が中心となって闘っていた。AFSCMEはアリゾナ州の提案106号反対連合の中心的存在で、この提案の背後にある公共サービス破壊の事実を明らかにした。

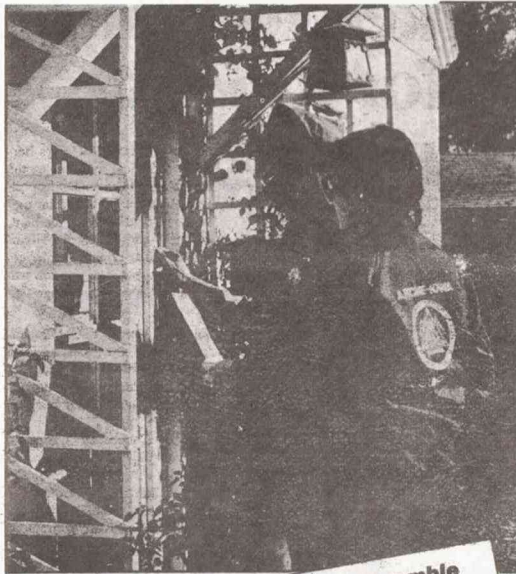
提案106号が、アリゾナの大企業には税負担の軽減をもたらすが、個人住宅所有者にとってはむしろ増税となる可能性があり、その上公共サービスと公務員を徹底的に削減してしまい、市民生活の質の低下をもたらす危険性をすどく指摘した。反対連合はテレビのスポットコマーシャルや郵便戦術の行使、車用のステッカーを作成するとともに、地区毎の宣伝隊を作り、提案106号の問題点を地域住民に説明して廻った。このような戦術によってアリゾナ州では提案106号を効果的に敗北させることができた。

(2) 中・西部各州で

中西部のアイオワ州では、提案13号型の納税者の反乱は予想外の進展を見せた。減税提案者ドン・チャンスは住民投票に際して何ら具体的な税制度改革の提案を持っていなかった。チャンスはそこのかわりに州憲法議会の開催を主張していた。そして州憲法議会で州憲法に州政府課税権への徹底的な制約条項を挿入することをねらっていたのである。しかし、この提案は見事に敗北した。

西部海岸オレゴン州では、アリゾナ州の提案106号と同様の第6法案がジム・ウィッテンバーグによって提案された。第6法案は減税により減収となった歳入を補填する州政府や地方自治体の権限を著しく制限しようとしたが、結果は敗北であった。

西部のモンタナ州の住民発議86は、州所得税をインフレ上昇率にきつくしぼる予定であったが、これも敗北した。中西部のサウスダコタ州では、提案13号に酷似した方法で財産評価を制限しよう



Scores of AFSCME activists like Bill Howard and Zella Jones from Iowa Local 2990 campaigned door-to-door this fall against Prop 13-inspired ballot propositions. In Arizona, AFSCME leafleted against Prop 106.



「戸別に署名集めに活動するアリゾナのAFSCME組合員と提案106号への反対ビラ」
(AFSCME機関紙より)

とした。この提案では、地方自治体は有権者の3分の2の支持がないかぎり住民発議によって課せられた歳入削減を補填できないとされていた。これも敗北であった。西部のネバダ州ではすでに2年前に提案13号型の憲法修正案を成立させていたが、効力ある法律になるためには2度目の有権者の同意が必要だったので、同意を得られず敗北した。

これらの減税提案＝公共サービスの削減＝の阻止のために、いずれの州でもAFSCMEの公務員労働者が中心となって闘いをすすめていた。多くの州における住民投票の結果は、各州民が公共サービスの重要性を十分に認識してきていることを示している。有権者は、大幅な公共サービスの削減とその公共サービスを維持している公務員労働者の大量解雇をもたらす提案を無思慮に支持はしなかったが、これらの“提案13号”の敗北は簡単にもたらされたわけではない。AFSCMEの公務員労働者は勝利のためには幾多の困難を乗り越えなければならなかった。

新聞広告、ポスター、電話戦術、戸別の署名集め等が必須の戦術としてとられた。AFSCMEの公務員労働運動はこれらの闘いの中で前進し、多くの教訓が公務員労働者に残された。AFSCME本部経済問題担当マーシャ・カプリオは反対闘争の教訓を次のように語った。「人々は、公務員労働者が事実を十分に説明するのではないかぎり、大規模な減税は大規模な公共サービスの削減＝市民生活の質の低下をもたらす事実を知らなかった。」^②

(3) オハイオの“争点2”

これらの減税提案の中で、中西部オハイオ州の住民発議“争点2”（ISSUE 2）はその他の提案13号型の提案とは異質であった。“争点2”は、提案13号型の減税が企業や富裕層に結果的に利益となり中・低所得層には不公平であるのに対して、公平税制の実現のために現行では税率が低く押えられている大企業への課税を強化しようとする提案であった。“争点2”は住民投票により結果としては否決されたが、大企業への特権的減免税を縮小し、公平税制の実現とともに州政府の4億ドルの赤字を解消しようとするものであった。

AFSCMEはこの住民発議を、州内の30以上の団体、他の労働組合、教会、公民権運動グループ、高令者団体などとともに積極的に支援をした。税制改革の必要性の認識、低・中間的所得層への逆累進的税制度の改革、さらに大企業への課税強化により、税制度上の正義を実現することを目的としていた。“争点2”は既存の大企業への特権的減免税を縮小し公平税制を推進するという本来の税制改革案であった。

それ故に、オハイオ製造業協会を中心とした大企業側の猛烈な反撃に出会った。各企業の団体は“争点2”の阻止のために惜しみなく資金を投入した。大企業側の団体「公平税制のためのオハイオ州民連合」は、反対キャンペーンに何100万ドルもの資金を使い、新聞・ラジオ・テレビなどの広告で猛烈なデマ宣伝を行った。この企業側の“州民連合”の宣伝は“争点2”の提案内容をゆがめ、一般州民への増税であるように見せかけることであった。州民連合は「“争点2”は10億ドルの増税により一般州民の税負担は重くなる」と宣伝をしたが、実際の“争点2”の内容は85%の増税を大企業への税率を高くすることにもとめ、残りの15%は高所得層への累進課税の実施で確保し、その結果として、低・中所得層の税負担を軽減しようとするものであった。^③

80年11月の住民投票までの2年間に、企業側は16回以上の訴訟をおこし住民投票の実現を阻止しようとした。企業側はこの反対キャンペーンでオハイオ州民の眼をそらそうとしたが、住民投票実現のための署名には15万人の州民が同意した。“争点2”は敗北したが、大企業、富裕層のための優遇措置を縮小し、州政府・地方自治体の公共サービス確保のために企業税を増税し税制改革を一步押し進めようとする積極的な試みであったといえる。

2. マサチューセッツ版 納税者の反乱の背景

80年11月、東部マサチューセッツ州で“提案2 1/2号”が住民投票により成立した。提案2 1/2号の

成立は1773年の「ボストン茶会事件」以来のマサチューセッツにおける最大の税反乱であるといわれている。そして、78年のカリフォルニアの納税者の反乱=提案13号の成立=よりも深刻な打撃を自治体の公共サービスに与えている点で、財政状況とも関連して納税者の反乱の新たな局面を作り出している。「ボストン茶会事件」とは、北米大陸東部海岸の英植民地人が英本国政府の課税に反対し、ボストン港の英船を襲い船中の茶箱を海に投げ捨てた事件である。この事件はアメリカ独立戦争の口火ともなった。

マサチューセッツにおける納税者の反乱は、教育や清掃といった公共サービスだけでなく、警察や消防サービスの削減まで具体的な計画・実施の段階に入っており、公共サービスの全般的危機が生まれてきている。

“提案2½号”は、賛成=142万8,324名、反対=99万1,796名で圧倒的に成立した。④提案2½号の成立前、マサチューセッツには一種独特の雰囲気を作り出されていた。それは、提案2½号の結果として「何が起ろうとかわまないし、年毎に重くなる一方の財産税負担にもう耐えられない。つまり、生活の維持も困難になっている」というう積した州民の気持が表われていた。

不公平税制への不満が爆発

これまでのマサチューセッツの財産税は、全米平均よりも70%も高く、自治体の公共サービスはその財源を極端に財産税に依存していた。逆に州所得税は、典型的な逆累進課税で、所得に対して一律5.3%の税率であり、財源としてはほんの一部を占めているだけであった。⑤

アメリカにおける所得税課税の実態は、連邦所得税ではゆるやかな累進課税であるが、ほとんどの州所得税や地方所得税はきわめてきつい逆累進課税制度を採用している。つまり、最低所得層が最高率の税負担をしている。マサチューセッツ州課税制度の実態は、州議会でもこれまで1935年以来通算で130回にもものぼる税制改革法案を上提してきたが、結果は常に廃案となっていた。⑥マサチューセッツの納税者たちは、税制度の不公平さ、政治家の無責任さに全くうんざりしてしまっ

ていたのである。州知事や州議会は、いつも税の軽減について語ったが、実際には何らの手もうたなかった。

財産税について何らかの対策が緊急に必要な事態が生まれ、余りの不公平税制に人々が絶望的になった時に、そのような状態の中でまさに自暴自棄な方法が選ばれたのである。課税制度上、無器用かつ単純だが、救世主として人々の人気を集めたのが“提案2½号”である。内容がどのようなものであれ、結果として何が予想されようとも、絶望感は想像力を凌いでいた。税制改革の失敗は、カリフォルニアの提案13号成立前と同じような有権者の欲求不満を作り出していた。

“提案2½号”はカリフォルニアの提案13号の息子であるが、いくつかの点で際だった特色を持っている。提案2½号は自動車が100Km/時で走っている時にいきなりブレーキを踏むようなものである。自動車は結果的に止まるだろうが停止する前にスリップして道路から飛び出し大事故の原因になるだろう。マサチューセッツの政治家たちが、中所得層のために公平な税制度実現のための誠実な努力をしてきたならば、有権者は提案2½号のような徹底的な減税案には投票しなかったであろう。

3. 提案2½号の内容

(1) 5項目からなる提案内容

“提案2½号”は、カリフォルニアの提案13号よりも徹底した減税提案であり、州政府の財政状況からしてさらに激しい公共サービスの削減をもたらすと見られている。マサチューセッツには剰余財源は全くないからである。

“提案2½号”の名前は、財産税を実際の市場価格の2.5%に制限したことに由来する。内容は次の5項目からなっている。

(1) 財産税の大幅減税

財産税を平均で40%、全体で13億ドルを地方

財源から削減してしまうであろうと見られている。

(2) 自動車物品税の62%減税

評価額1,000ドルごとに66ドルであったものを25ドルにし、1億2,600万ドルの減税となる。

(3) 教育委員会の財政自治権の廃止。

(4) 警察官と消防職員のための義務的仲裁裁定の廃止。

(5) 借家人の州所得税控除

平均104ドル、借家料の年間の半額を基準とし、4,700万ドルの減税となる。^⑦

これらの項目以外にも“提案2½号”は州政府が新たな徴税計画を作り、市町村に賦課することを制限している。

財産税収入の40%削減は、すべての自治体で一律40%の財産税減税が実施されることを意味するわけではない。いくつかの自治体ではすでに以前から財産税率は2.5%かそれ以下となっていたが、多数の自治体の財産税率は2.5%以上であり、提案2½号に従って財産税率を2.5%の水準に引き下げなければならなくなる。その税率引き下げが現行の財産税収入を平均で40%削減することとしている。ボストン市とチェルシー市の現行税率は他自治体と比較して高いために提案2½号下で75%もの財産税収入を失うものと見られている。

例をあげよう。

ドーバー町。高額所得者が多く、平均の住宅評価額は10万ドル以上である。町当局は平均して住宅所有者から年額で2,500ドルの財産税を徴収しても2.5%以下の税率である。

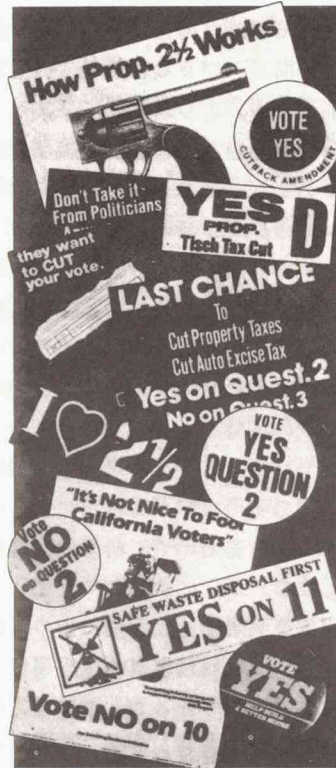
チェルシー市。平均所得が低く、平均の住宅評価額は3万ドルである。チェルシー市で2,500ドルの財産税を徴収すれば8%の税率である。2.5%の税率の場合では、750ドルの財産税徴収ができるだけである。^⑧

(2) 貧しい自治体を直撃、企業に有利

このように比較的歴史があり、低所得層の多い自治体は提案2½号からほとんど利益を受けない。つまり、それらの自治体の財産評価額が低く、提案2½号で財産税率を2.5%に制限され、財産税

収入のかなりの部分を失うことにより不利になるのである。豊かでない自治体での問題は倍加してくる。現行のマサチューセッツ課税制度の下では、貧しい自治体の居住者は、豊かな自治体の居住者よりも財産税収入によって維持されている公共サービスに依存している部分が多いからである。財政的に富裕であり、高額所得者（当然に住宅評価額は高い）の多数住んでいる自治体は、財産税率の2.5%制限によってほとんど影響を受けないですむことになる。

また、財産税率を一律に引き下げることによって、企業は莫大な減税の恩恵を受ける。つまり、これまで住宅資産よりも高い課税率だった企業資産税率は、住宅資産と同じ税率（2.5%）までさがらるからである。カリフォルニアの提案13号が減税の利益配分上、企業に最も多くの利益を与えたように、マサチューセッツにおいても企業は棚ぼた式に利益を受けると予想されている。中産階級の減税運動^⑨として出発しても、結局は大企業が勝



「納税者の反乱の賛成・反対のチラシ」
(TIMEより)

利者となる納税者の反乱の性格がマサチューセッツでも端的に証明されつつある。

(3) 減税とは違う目的も含んで

教育委員会の財政自治権の廃止は、これまで教育委員会の自主的権限で教育予算を決定していた方法を廃止し、自治体当局や自治体議会に教育予算に対する全面的権限を与えたことを意味する。これは提案2 1/2号推進派「マサチューセッツ減税委員会」の攻撃のほこ先が公立教育にあったことによる（この点については別項で検討する）。

警察官と消防職員のための義務的な仲裁裁定の廃止は、支出抑制の実現には仲裁裁定が支障となっているという保守派の自治体当局者の理念を受け入れたものであった。

教育委員会の財政自治権の廃止や仲裁裁定の廃止は減税提案ではなく、それ自体別の理念を持った公共サービスへの批判・攻撃といえよう。これがどのような形で今後自治体サービスに影響を生み出すか今日ではまだ調査できないが、減税・公共サービスの削減というこれまでの提案13号型運動が一步前進して、より具体的に公共サービスの切捨て、公務員労働者への攻撃に焦点をあてたことは明白である。このような意味で、80年6月カリフォルニアの提案9号敗北後、ハワード・ジャービスが公務員労働運動への宣戦を布告し、公務員年金、労働条件を今後の住民発議の攻撃目標とすると発表したことと軌を一にするだろう。

借家人の州所得税控除は減税額としては少ないが、税制度上の不公平さを拡大する点で少なからず問題を持つ。つまり、この州所得税控除を得るためには一定の所得水準（課税可能な）が必要であり、このことで貧困層や低所得層は自動的に排除されてしまう。

また、提案2 1/2号は住民投票により各自治体の3/5の多数を確保できれば各自治体当局は個々にその法的効力を無効にできるが、逆に言えば3/5の少数派が財政を支配できる可能性を作り出した点で問題があるといえよう。

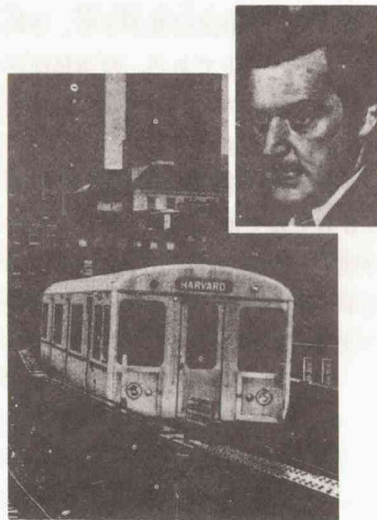
提案2 1/2号は全体で13億ドルの地方財源を削減すると予想されている。有権者たちが実際には違

うことを目論んでいたとしても、提案の可決という有権者の選択は、「自治体の公共サービスの大規模な削減を防止するためには、全体的な税制改革が必ず作り出されなければならない」という原則的な主張をきわめて困難な状態に陥し入れたといえる。

4. 州政府・州議会の反応

(1) 提案を受入れたキング知事と州議会

提案2 1/2号の70対30という圧倒的な成立に対して、キング州知事、州議会、有権者も極めて冷静に事態を受けとめた。事実キング州知事は11月5日、何の税制度改革を伴わない提案2 1/2号を採用することを決定した。提案2 1/2号成立後の記者会見でキング州知事は、「有権者たちが財産税等の減税を主張しておきながら他の税金を増税することで、結局は全体の課税制度をそのままにしておくことに賛成するとは思えない」^⑨と見解を明らかにし、税制改革への消極姿勢と提案2 1/2号の受け入れを示した。しかし、徹底的な減税の結果と



Boston transit, Governor King: 'Hardball time'

「ボストン公共交通機関、キング州知事」
(NEWSWEEKより)

して緊急事態が発生したならば、税制改革を再考するかもしれないと一定の態度保留を明らかにしたが、キング州知事は初年度にはそのような事態が発生しないとの予想をも明らかにした。この知事の予想がすでに間違っていたことはマサチューセッツの現実から明らかである。

提案2 1/2号の成立前、マサチューセッツ州にとって2つの選択の道が考えられた。ひとつは大規模な減税で、容易でもあるが確実に財政的な危機をもたらすことも明らかであった。他は困難だが、より民意を反映する（または現実に即応した）課税制度への改革と公共サービスの削減を最少にする選択であった。

キング州知事はすでにこの容易な道を選択することを明らかにしたのだが、提案2 1/2号の成立前、提案2 1/2号を「無責任かつ欠陥だらけの提案である」と呼んだ知事の態度変更は側近グループとの意見調整の結果と見られている。世論調査では20%の支持率という知事の政治家としての人気回復も計算に入っていたことは明白である。2年前にはAFSCMEや州教員組合の強力な支援で当選した民主党のキング州知事は、提案2 1/2号の採用を決定したことにより、これらの支援組織との間の溝は決定的に広がるのではないかと見られている。

有権者の圧倒的な賛成という事実を前にして、州政府官僚、州議会が直面していた問題は単純であった。キング州知事が記者会見で表明したように、事実上の税制改革をほとんどしないで提案2 1/2号の81-82年度（81年7月1日-82年6月30日）執行に合意するかどうかだけであった。カリフォルニアの提案13号は州憲法修正案だったが、提案2 1/2号はマサチューセッツ州法であるので、州議会が望めば提案2 1/2号を修正することもできる。これがいくつかの代替案が検討されてきた理由である。だが、州議会はキング州知事と同じ容易な道を選択した。

可能な選択として検討されたのは次のような案である。

(1) 提案2 1/2号の実施の延期（81年7月まで）。

各自治体に事態への適応の時間を与えるため。

(2) 財政危機が発生し、重大な公共サービスの削減と公務員労働者の一時解雇が生じるまで放置

すること。

(3) 減税の段階的实施により極端な影響を歳入に与えることを避けること。

財産税減税を緩慢な段階的減税に修正すること。自動車物品税の減税も数年間に段階的に実施すること。

(2) 税制改革をさけた安易な対応

今日検討されなければならないことは、自治体運営と公共サービスをいかにして維持するかについてである。提案2 1/2号による財産税減税の基準に適合している多くの小規模自治体の財政運営は、自動車物品税の減税によりさらに危機を深刻化させた。政治家にとって真の課題は、住民投票による提案2 1/2号の成立を通じて州民が実際に目論んだことは何かについて慎重に検討することである。有権者の中には単純に財産税の減税を望み、税制改革を伴わない減税の結果として現出する自治体の公共サービス、教育・図書館・清掃・病院・消防・警察等への影響について全く無関心な部分が存在したことは事実であった。

ボストン市では提案2 1/2号成立直後、市立病院の閉鎖が検討され始めた。しかし、多くの有権者たち＝公共サービスの重要さに関心を持つ人々が、あまりに実態を無視した税制度を改革し、既存の自治体財政の過度の財産税への偏重を軽減し、現行の公共サービスを削減しないで他の歳入により補填することを望んでいたことは事実である。インフレが将来的にも続く中で、税率を2.5%に制限したことは、公共サービスの削減が今後長期間継続して続くことを現実視させている。

本来あるべき税制改革のために、また州議会・州民の合意を作り出すためには、キング州知事の政治的指導性は重要な要因であった。ところが、キング州知事の見解は「有権者が地方自治体の歳入欠陥を補填するために他の州税の増加を認めるかどうかは疑問だ」として、税制改革への消極的態度をとったのである。財政危機が予見され、税制改革の必要性が緊急の課題となった時に明らかになったことは、いくつかの代替案がありながらもそれらに対して消極姿勢を示し、何もしないで

傍観するという政治家としての指導力の危機でもある。キング州知事の態度に端的に現われたことは、公共サービスの積極的な防衛が緊要な時に、政治指導力の危機によって公共サービスの危機がさらに拡大するという悪循環を呼んだのである。

5. 提案13号と 提案2 $\frac{1}{2}$ 号との違い

提案2 $\frac{1}{2}$ 号に投票した有権者たちが、減税後の歳入欠陥について州議会が結局何とかしてくれるという期待を持っていたことは明らかであった。その期待とは、前年の提案13号成立後にカリフォルニア州議会が50～60億ドルあった巨額の州剰余財源を緊急援助として地方自治体の歳入補填のために支出したことに由来するわけである。ところが、マサチューセッツ州政府にはそのような剰余財源は全く存在しない上に、現在の州財政は緊縮財政であったことが不幸であった。

提案2 $\frac{1}{2}$ 号を推進したマサチューセッツ減税委員会は、「カリフォルニアの提案13号の経過を基

準にして、マサチューセッツでもカリフォルニアと同じ結果を期待すべきであり、提案2 $\frac{1}{2}$ 号は公共サービスの大幅な削減を生じないだろう」と主張した。その見解は、マサチューセッツとカリフォルニアとの間の根本的な条件の違いを無視した議論であり、悪質なデマゴギーでもあるともいえる。ここでいくつかの違いを明らかにしよう。

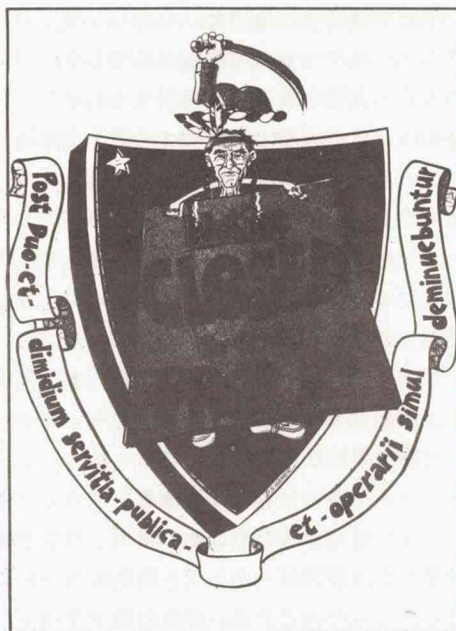
- (1) 1978年6月提案13号が成立した時点でカリフォルニア州政府は、50～60億ドルにのぼる巨額の州剰余財源を持っていて、剰余財源を地方自治体への緊急援助に支出できた。事実、1979—80会計年度には約48億5,000万ドルが州内地方自治体に配分されている。
- (2) カリフォルニア州経済は全米と比較して高成長を続けていた。カリフォルニア州の税収入が、全米の個人所得の伸びよりも高い伸びを示していたという事実は、州財政が引き続き剰余財源を生み出し地方自治体に対して財産税の収入欠陥を補填する支出金を配分できることを意味していた。しかし、この剰余財源にも限界があった。

1978—79会計年度に27億ドル、79—80会計年度には18億ドルあったものが、80—81会計年度では1億1,200万ドルに落ちこみ、1981—82会計年度には剰余財源は全く存在しなくなった。そこでブラウン州知事は緊急援助支出金の大幅削減を提案したのである。

- (3) カリフォルニアでは提案13号の成立後ですら一部地域では財産税収入は増加していた。新建造、活発な売買、急速な住宅価格の上昇により、いくつかの地域では50%もの財産税収入の増加を生んだが、これらは特殊なカリフォルニア的な現象でしかなかった。

マサチューセッツには、これらの条件は全く存在しない。くり返すが、マサチューセッツ州政府には地方自治体の歳入補填のために緊急支出する剰余財源はない。マサチューセッツの現行の税制度の下では、マサチューセッツの経済成長をカリフォルニアと同率と仮定しても、カリフォルニアと同じ税の伸びは考えられない。

最も根本的な違いは提案2 $\frac{1}{2}$ 号と提案13号の財産税制限の方法にある。つまり、提案13号は財産



20-Day State Employee

「提案2 $\frac{1}{2}$ 号のために閉鎖」
(AFSCME93機関紙より)

税の基準を不動産の市場価値において税成長を制限したが、提案2½号は徴収される財産税の全体の成長に限界を設定したのである。

インフレが公共サービスへの支出を増加させている間に、マサチューセッツにおける主要な地方税収入源である財産税率は年間2.5%のワクから上昇できなくなった。マサチューセッツと比較して、経済的にも財政的にも好条件にあるカリフォルニアですら提案13号の深刻な影響を経験しているのに、そのような条件の存在しないマサチューセッツでは提案2½号は公共サービスの徹底した削減を生むであろう。

6. 提案2½号下の カオス（大混乱）

重大な欠陥を持った提案2½号であるが、州議会の法律立案者たちは少なくとも初年度には提案2½号を修正することには消極的である。彼らの態度は、提案2½号を現実に執行させ、減税、公共サービス削減の中で、市民の公共サービスへの危機感から本格的な税制改革を要求する声になることを期待しているともいえる。しかし、税制改革が緊急の要請である時に、それを放置しておき公共サービスの削減で問題を処理しようとする態度は無責任なものであるといわざるを得ない。公共サービスの削減は容易にできるが、そのための社会的損失は測りしれない程大きく、逆に公共サービスの回復には長期間かかるし、高価なものになることはメイン州セイコ市の事例で証明されている。

提案2½号が成立したわずか2日後、すでに多くの自治体で公共サービス削減の動きが始った。

マサチューセッツ州内の351の地方自治体にとって主な税収入源は財産税と自動車物品税であったが、特に財産税への依存はすでに常識的限度を越えていた。それは、財産税が全米平均より70%も高くなっていたことから明らかである。マサチューセッツにおいて財産税は各自自治体の公共サービスの維持運営のための主要財源だが、教育、公園、上下水道、清掃などはいうまでもなく、警

察や消防までも財産税に依存している。自治体の公共サービス維持のために財産税に余りに依存することはこれまでも批判されてきた。しかし、マサチューセッツ州議会はある税制改革の実施には終始消極的で、マサチューセッツ州民は公共サービスの維持のために財産税に長いこと悩まされてきたことも事実である。

補完的歳入財源の配分なしに、提案2½号による大規模減税で財産税削減を実施することは特にマサチューセッツ州課税制度のもとでは、自治体の公共サービスの破壊を意味する。ここで明らかなのは、このような代替案の伴わない減税により、既存の税制度上の不公平は少なくなるよりも、公共サービスの削減の過程でこの不公平さは逆に拡大するであろう。公共サービスに対する攻撃は貧困層に最大の犠牲を強いることは明らかである。提案13号後のカリフォルニアはその具体的事例である。だから提案2½号は税の軽減よりも税の混乱を引き起こしたといえるであろう。

マサチューセッツのカオス（大混乱）は始ったばかりである。提案2½号は81年春の各地方自治体の予算案編成の段階まで本格的な影響は生みださないと見られているが、すでに各自自治体への影響は顕著になってきている。12月初めのボストン圏の公共交通機関の26時間にわたる一時閉鎖はひとつのクライマックスであった。ここで各地方自治体への影響を検討してみよう。

(1) ケンブリッジ市

ボストン郊外のケンブリッジ市では80—81会計年度の市予算は1億4,380万ドルで、州政府は1,480万ドルの総合歳入配分（total revenue distribution）を支出し、自動車物品税は約270万ドル、財産税は8,000万ドルである。実に歳入総額の56%が財産税に依存していることになる。提案2½号の結果として、81—82会計年度（81年7月1日より）には財産税収入は現行徴収額よりも3,200万ドルから4,800万ドル下回ると見込まれている。40%から60%の幅での財産税収入の減収である。^⑩

このためケンブリッジ市民は提案2½号キャン

ペーン中に鋭く反対運動を展開した。今日市当局によって市の公共サービスの大規模な削減なしにはどこにもその解決の道は見い出せないと予想されている。さらに事態を悪化させることとして、市債、マサチューセッツ湾交通局負担金、郡負担金、年金や健保といった歳出があるが、これは削減できない。これらの歳出総額は3,365万ドルであり、提案2½号下で財源として使用できる150万ドルをはるかに超過している。ケンブリッジ市の4,000人以上の市職員（除く消防・警察・教職員）の人件費が不足するし、教育予算から700万ドル以上の削減が予想されている。1,300人の教職員のうち470人の一時解雇が計画されている。^⑩

(2) ポストン市

マサチューセッツの州都ポストン市は、提案2½号の打撃を最も手ひどく受けている。80-81会計年度のポストン市予算総額は8億6,200万ドルで、財産税は約4億4,000万ドルであるが、これは歳入の51%を占めている。^⑪ 提案2½号は財産税として1億2,750万ドル徴収を許すのみで、残りの3億1,250万ドルは削減を余儀なくされている。これは歳入財源の実に36%を失うことになるのである。

ポストン市長ケビン・ホワイトは提案2½号に



ポストン市立図書館に働くAFSCME93の組合員たち (AFSCME機関紙より)

対しては否定的態度を保持してきた。提案2½号が成立した時、「これまで何年間も支持し、待ちに待った税制改革の第一歩となることを期待している」と声明したが、受け入れることのできない大規模な公共サービスの削減をもたらす提案2½号に鋭く反対したことには変わりがない。

ケビン市長は1981-82会計年度の予算原案として、現行予算よりも7,400万ドル縮小した案を提示した。^⑫ さらに警察と消防両局予算の25%削減、病院・衛生予算の50%削減、公園・レクリエーション予算の60%削減、1,600人の市職員の解雇を予算原案の中で明らかにしている。しかし、財政専門家たちは市長ケビンの予想よりも厳しい見方をしている。新年度予算では1億1,800万ドルを削減、5,000人以上の市職員を解雇しなければ提案2½号の打撃を相殺できないだろうとの見解を明らかにしている。

市の財政能力への疑問は、市長起債への評点の低下となって現われてきている。これは市債評価の低下であり、市当局は、借入金に対してより高い利子を払わなければならなくなる。市債は今まで備品の改善や建設事業に使われてきたが、これによってすべての建設事業は停止してしまった。

(3) チェルシー市

ポストンの北、さびれた港市チェルシー市では、80-81会計年度に2,400万ドルの財産税を公共サービス財源として使っているが、81-82会計年度には350万ドル以下の財産税徴収しかできないと見られている。

チェルシー市長ジョール・プレスマンは「採用凍結を実施したくないが、職員採用もできない」との気持ちを明らかにした。

(4) 他の自治体の動き

スプリングフィールド市では、当局は警察と消防各局の欠員46名の不補充を明らかにしたが、22箇所あるコミュニティセンターの冬季プログラムの一時的延期をよぎなくされた。

職員の採用凍結は、ウォーセスター、フレミン

ガム、マルデン、ローレンス、ノーザンプトン、ブロクトン、ニュートン、ピアボデイの8自治体が明らかにしている。

ニュートン市長シオドア・マンは必要な備品購入のほとんどを凍結し、81年7月1日の新年度予算に見込まれる1,400万ドルの歳入欠陥に準備することを明らかにした。

ピアボデイ市では職員の採用凍結に加えるに、緊急時を除いて超過勤務を禁止した。また、備品購入抑制令を出し、切手購入にいたるまで市長室の許可がない限り禁止した。

ノーザンプトン市では、採用凍結の実施によって初年度の影響を克服できるだろうが、第2年次には17名の消防士と15名の警察官を解雇しなければならないと見られている。

ホルヨーク市では125名の市警察官のうち10名を即解雇しなければならないことを明らかにした。

ローレンス市長ラファエルは、州議会が提案2½号を事実上修正しないと予想の上でたって支出を抑制することを明らかにした。「州議会は何もせず、歳入欠陥の代替案を提示することはないだろう。むしろ各自治体は今後一年間困難と改革に直面しなければならない」¹⁴と語り、備品購入禁止と採用凍結を明らかにした。

ブラックストーンでは週一回のゴミ収集の廃止を検討している。

フレミングムでは職員の採用凍結の実施の他に10校の小学校のうち1校の閉鎖を検討している。

しかし、他の多くの自治体首長はしばらく静観する態度をとった。

一部の反対をおさえる推進派

州知事、各自治体の対応に対して一部には強い批判があった。州議会議員ミッチェル・バーレットはその代表である。バーレットは総合的な税制改革の実施によって、提案2½号がもたらす各地方自治体の歳入欠陥と公共サービスの削減を回避しようとした。バーレットによれば、「提案2½号の成立という市民のメッセージは提案2½号の内容の実施を求めるといよりは、重税にあえぐ市民が根本的な税制改革を州政府や地方自治体に強く迫ったものである」としている。



デモ行進するAFSCME組合員たち
(AFSCME機関紙より)

バーレットは他の議員や政府・自治体関係者の“皮肉な政治的機敏さ”を強く批判した。税制改革を真剣に検討するのではなく、提案2½号の促進に迎合する政治家への批判である。「自己本位な政治的理由により提案2½号を利用する声明は、無責任、皮相であり、また有権者の意志の曲解である」¹⁵。このようなバーネットの見解は多くの政治家・自治体関係者の中ではむしろまれな少数意見だった。ここにマサチューセッツの悲劇の原因がある。

マサチューセッツ州の財産税が歳入欠陥の補填なしに削減されることになり、多くの自治体が財政的苦境に直面している。事後の影響の検討なしに提案をした推進派の無責任さはもはや明らかである。マサチューセッツ減税委員会は自治体段階の公共サービス削減の動きに歓迎の意向を表明し、提案2½号がこれほど自治体財政に影響を与えるとは思わなかったと満足さを明らかにした。

これまで報告してきたことは、提案2½号下のカオスの序章でしかすぎない。マサチューセッツにおける新たな事態は、教育予算や清掃といった公共サービスだけでなく、消防や警察力の削減までが実施の段階にきているのである。18世紀的な夜警国家の理念に基づく公共サービスの削減だけでなく、推進派の主張する警察機能までが縮小の危機の瀬戸際に立たされている。このように公共サービスの全般的危機は現実的になっているが、レーガン政権の支出削減はこのマサチューセッツの全般的危機に追い打ちをかけることになるであろう。

7. 納税者の反乱と 公共サービスの危機

(1) 新保守派が公立教育を攻撃

提案2½号の推進運動を含む納税者の反乱は、大規模な社会的現象を作り出してきた。インフレ、失業、経済的不確実さに対して、大衆の中につつまれた欲求不満・憤激の出口は“大きな政府・腐敗した公務員”への攻撃の中に見い出されている。「提案2½号キャンペーンは社会病理のために政府機関と公共サービス、および公務員労働者を犠牲にしようとする大規模な動きの一部である」¹⁶⁾という観察は正確であるといえる。提案2½号推進のマサチューセッツ減税委員会は、マサチューセッツ産業協会、高度科学技術協議会、経営者団体協議会、マサチューセッツ自動車販売業協会等によって構成されているが、推進者の見解は現在の「新保守主義」の流れの中に位置付けることができる。カリフォルニアの提案13号は供給サイド経済学者たちによって（ミルトン・フリードマンやアーサー・レイファー、特にレイファーはハワード・ジャービスの経済問題顧問）理論的に支持され、その立場から経済成長と減税効果が検討されてきた。提案2½号の推進派も同様の立場をとり、「一定以上の高い税率は経済成長を阻害するという供給サイド経済学者の理論を根拠として減税論を展開した。

供給サイド経済理論はレーガン政権の経済政策、減税政策の理論的支柱である。提案9号の敗北の項で少し言及したが、ハワード・ジャービスの提案9号推進の運動員たちは、レーガンの大統領選挙キャンペーンの熱心な活動家でもあった。

マサチューセッツの財産税は全米平均より70%、総体の税負担率は全米平均より65%も高くなっていたが、推進派は提案2½号による減税によって州経済成長は続くし、雇用の機会を拡大すると説明していた。提案2½号はマサチューセッツ州の課税制度の持つ矛盾の中心部をも衝いていた。



Don Feder, executive director of Mass. Committee for Limited Taxation.

マサチューセッツ減税委員会の代表
ドン・フェイダー（AFSCME93機関紙より）

財産税・自動車物品税の大幅減税、義務的な仲裁裁定の廃止、教育委員会の財政自治権の廃止等の影響については、州議会が州財政のムダを取り除くことで基本的な公共サービスの質の維持が可能であるというのが推進派の見解である。推進派の攻撃のはこ先は特に教育予算を中心に向けられた。年々増加する教育予算に対して、推進派の公立教育への理念から攻撃した。推進派の主張によれば、「マサチューセッツにおける児童一人当りの公立教育予算は全米平均よりも24%も高くなっているが、今日まで州内の児童が他州の児童と比較して良質の教育を受けてきた証明は何もない。その上に就学児童数の減少にもかかわらず、インフレとともに教育予算が増大して税金がムダに使われている」というものである。この見解にもとづいて、教育委員会の財政自治権を廃止し、教育委員会を事実上自治体の統制下におくことで教育予算の削減に向けて歩み始めた。

(2) 反乱の指導者とその思想

マサチューセッツにおける納税者の反乱の指導者ドン・フェイダーは、「国家（政府）の機能は公共の安全を確保することだけで充分だ」と主張した。税金への不服申し立ては、ボストン茶会事件と同様に古くからあり、アメリカ200余年の歴史の中でアマチュア政治の伝統の中に位置付けら

れるが、納税者の反乱の中で反乱の指導者は特色ある人物として現われている。カリフォルニアのハワード・ジャービスのように税金について不満を持ち、郡裁判所に足しげく通って不公平な財産評価方式について不平を言っていたタイプの人物が中心である。

他にミシガンのボブ・ティッシュは郡下水道委員、アイオワのドン・チャンスは定年退職した保険セールスマン、オレゴンのジム・ウィッテンバーグは有罪宣告をうけた小切手偽造家、マサチューセッツのドン・フェイダーは単純な夜警国家的理念の持主である。これらの反乱運動の指導者たちは税制度・公共財政について全く専門知識を持たず、また議会運営の持術からもかなりかけはなれた人々である。直接民主主義がアメリカ民主主義の伝統であるにしても、このような人物がデマゴギーを持って大衆の焦燥感の中で大衆運動をリードしたら、いかなる事態が発生し、どのような政策を提示するのか、カリフォルニアとマサチューセッツの2つの事例で明らかである。

マサチューセッツの納税者の反乱の主人公ドン・フェイダーにその理念を語ってもらおう。AFSCME 第93地区本部機関紙「BAY STATE EMPLOYEE」ジム・ポーレン記者のインタビューである。

Q(ジム・ポーレン記者)＝キング州知事の改革のもとでは一時解雇が実施されると考えますか。

A(ドン・フェイダー)＝一時解雇が実施されることを強く望んでいる。公共事業局にはあまりにも人が多すぎるが、キング計画では充分ではない。彼の案には歯がないのだ。彼の計画は表面的なものでしかない。

Q＝どんな公共サービスの削減を考えているのですか。

A＝まず第一に教育だ。教育は最大の削減目標であり、ボストン市の歳出の45%以上になっている。公立教育は全くばかばかしいかぎりだ。入学率が減少しているのにもかかわらず、教育費は上昇し続けている。今日では大学の建物のような高校までが建設されている。公立教育にはプールや語学ラボ、コンピューター等の附属品や設備は必要ない。私が子どもの頃にはそのようなものはな

かったが、今日の子どもたちよりは良い教育が受けられた。

Q＝公共図書館の削減も考えているのですか。

A＝そのとおりだ。私たちは公共図書館は必要ない。貸出し料を徴収するのがなぜ悪いのだ。私の考えているのは公共図書館の代わりに民間の有料図書館を作ることだ。だいたい公共図書館は19世紀の産物だ。

Q＝あなたは環境衛生サービスの削減も考えているのですか。

A＝そのとおりだ。現在のゴミ収集を民間下請に変えるべきだ。私の家の近くでは民間の会社がやっているが、一週間にたった50セントだ。

Q＝あなたの理念を簡単に説明してください。

A＝学校は一年中開かれているべきだ。そのことで学校の建物をより効率的に利用すべきだし、そのためには出席をずらすべきだ。つまり、ある子どもは夏学校に通い、ある子どもは冬学校に行くということだ。教師たちは手に負えない問題児がいる時、彼らを学習能力問題児と呼び、特別教師をつけることで教師の人数を増加させている。その関連は不合理だ。障害児たちは個人的な基準で保護されるべきだ。知恵遅れ児童は公共負担でなく、個人負担で援助されるべきだ。ほとんどの親が特別教育のために支出する余裕がある時に、なぜ我々が知恵遅れ児童の世話のために支出しなければならないのか。

Q＝市民に対する政府(自治体)の責任はなんですか。

A＝基本的に市民に干渉せず、ひとりひとりにしておくことだ。200年前に我々の政府は人権を守るために、内外の侵略や攻撃から守るために、人々の家を守るために、そして仲裁者として機能するために樹立された。富を再分配するのが目的ではない。我々の生活を規制するのが目的ではない。福祉を与えることが目的でもない。現実の問題は個人主義対集産主義であり、私は急進的個人主義者だ。

Q＝老人に対してどう考えていますか。

A＝老人に干渉しないでそっとしておくことだ。自治体は老人に彼らの家をあきらめるようにしている。生活できるだけを残してやり、彼らをそっ

としておくことだ。

Q=あなたの公平税制案はどんなものですか。

A=提案2½号だ。自動車物品税は増税でなく、低く押えられるべきだ。我々の案では教会や大学に税控除を認めるつもりはない。産業にだけは控除を与える立場が好ましい。私は所得税の累進課税には反対だ。

Q=あなたは民間部門がインフレを止めるのに何らかの有効に対応できると考えていますか。

A=考えていない。産業や労働組合でなく、政府と政府の赤字財政がインフレの原因だ。企業は利益を維持しなければならない。政府はドルを印刷できるだけであり、それがインフレの理由だ。

(インタビュー、79年3月)

以上見たように、公共サービスを否定し、社会福祉に反感を示すマサチューセッツのドン・フェイダーの考えの中にある夜警国家的理念は極めて単純で時代錯誤的なものである。この理念がニューデール政策以前、1929年の大恐慌の以前に現われていたのならばとりたてて注目にも値しなかったかもしれないが、重大な問題は今日この理念が大衆の焦燥感の中でデマゴギーでありながら社会的に認知されたことにある(提案2½号の成立)。ドン・フェイダーやハワード・ジャービスのような人物は、社会制度がうまく機能している時にはおそらく市民の注目を集めることはあり得ないだ

ろうが、まさしく現在マサチューセッツの公共サービスを危機に追い込んでいるのはハワード・ジャービスと同類のデマゴギー、ドン・フェイダーである。

(3) 公務員攻撃をうみだした原因

人々はどうして欲求不満のはけ口を公共サービスと公務員労働者に向けて、社会病理を作りだしている真の原因に眼をむけないのだろうか。それには多くの要因が考えられなければならないが、大企業、特に多国籍企業については、普通の市民にとって精密な調査のためには近づきがたいことがあげられるだろう。政府機構のムダや汚職は新聞紙上で一貫して批判されているが、大企業の資源の浪費や独占経営の実態はほとんど市民の注意を受けていない。多国籍企業の監視のための手段は市民にはほど遠い。そのことも理由となって市民は政府の選挙過程に注目し、憤激を集中する。

つまり、市民は政府に自分たちの意志を伝える直接民主主義の手段、住民発議の手段を所有しているからでもあるが、現象的には住民発議というメッセージは既存の課税制度、公共サービスへの抗議、各政府機構や公務員労働者によって単純に生み出されたわけではない公共経済部門への抗議に一般化されてしまっている。その過程で公務



「AFSCME公務員労働者のストライキ」(AFSCME機関紙より)

The Washington Post

員労働者の生け贄（スケープゴート）が制度化されつつある。これが公共サービスへの継続した不合理な攻撃を作り出し、公務員労働者への敵意を生み出しているのである。

市民の焦燥感は市民の社会問題への認識にも影響を与えている。公務員労働者がどのような仕事をしているのか正確な認識を持つことは困難となっている。したがって、熱心な教師や保育労働者、社会福祉労働者、清掃労働者、消防職員といった公共サービスに従事している人々の実績は評価されていない。公共サービスは地方自治体にとり本来の業務であるが、公共サービスは社会全体が日常的に機能すること（環境問題など）、社会問題を規制することの中に、社会的に存在が確認されているはずである。社会は日常的に公共サービスの利益を受け、その重要性を感じているが、一般的な関心の欠如により公共サービスの社会的作用を認識せず、公共サービスに従事している公務員労働者を低い社会的地位で遇している。

行政費用一般への攻撃、公務員全体への攻撃といった連続的な公共サービスへの攻撃の中で、カリフォルニアで現われたように、公務員労働者の勤労意欲の減退すら生じているのである。社会全体にとって公務員労働者が良質の公共サービスを提供し防衛することは緊要なことである。公共サービスは社会生活の質を維持し、向上させるが、公共サービスの削減・公務員労働者への不合理な攻撃は社会がまさに必要としている公共サービスの質のさらなる腐蝕に役だっただけである。

「何もしないことは現状を認めることを意味する」という提案2号推進派の見解は、総合的な税制改革と公共サービスの積極的防衛を伴わないかぎり、公共サービスの危機を拡大させるのを助けるだけである。この言葉は危機的状況における小市民層（中産階級）の焦燥感に基づいた盲動を象徴している。これは政治的には能動的ニヒリズムである。ここにドン・フェイダーのようなデマゴグが社会的に容認される条件が存在している。フェイダーの役割は歴史の歯車を逆に回すための露払いでしかないが、もし公共サービス防衛のための反撃が組織されなかったならばピエロが通った後には本格的な保守主義、反動勢力が台頭する

だろう。1930年代のファシズムの歴史は当然にもこのような人物を考察し、その言動の階級的性格を明らかにする上で教訓となるだろう。小市民層の社会的焦燥感が存在し、直接民主主義的手段が制度的に利用されうる所、常にハワード・ジャビスやドン・フェイダーの台頭の余地が存在している。これは直接民主主義的手段の功罪でもある。

要は、これらのデマゴグが大衆の心理を把みとる前に、いかにしてデマゴギーを暴露し真実を大衆に伝え、効果的に公共サービスを積極的に防衛するかが問われている。このために公務員労働者が果たす役割は決定的に重要であり、カリフォルニアの提案9号の敗北が教訓を残しているように公務員労働運動はデマゴギーへの反撃の組織者でなければならない。

8. 公共サービスの積極的防衛を

提案2号が法律となった80年12月4日、マサチューセッツ湾交通局（MBTA）の財政問題はクライマックスを迎えようとしていた。以前からMBTA運営は提案2号下で中心問題になると見られていた。MBTAの1980-81会計年度予算3億200万ドルは11月中旬にはすでに全部支出してしまっていた。この赤字にキング州知事がどう対応するか注目されていた。

12月5日、マサチューセッツ湾岸のボストン市および近郊30万人の足、マサチューセッツ湾公共交通網のすべてのバス、地下鉄、鉄道が26時間閉鎖された。閉鎖中の緊急州議会でキング州知事は2,350万ドルの支出決定をくだし、とりあえずこのMBTAの閉鎖は解除された。しかし、MBTAの合理化計画は具体化している。80年12月末までに400人以上の交通局職員が解雇され、交通機関の日曜運転の廃止、バス通学サービスの廃止、民間バス会社への州助成金の廃止が決定された。^{①7}

今日までは財産税への依存は公共サービスの削減よりも問題が少ないように見えているが、マサチューセッツで起ったことの重要な点は、財産税への依存により住宅所有者に余り重い税負担を

課してきたという事実である。今日検討されなければならない課題は、公平さを失ってしまった税制度の全面的な再検討である。消費税率・所得税率の変更や累進課税の採用、法人または配当所得課税の強化が本当の税改革の道である。

州上級裁判所は、提案2 1/2号の合憲性に疑問を發し、他にも法的論争が現われている。^⑭ いくつかの地方自治体からは地方自治法案の導入により提案2 1/2号を個々の自治体の住民投票で無効にするための提案が州議会に提出されると見られる。

AFSCME第93地区本部（マサチューセッツ）は、提案2 1/2号の影響を軽減し、公共サービス防衛の新財源を作るためにすでに州議会対策を開始した。第93地区本部の税制改革案は次のような内容である。

(1) 提案2 1/2号への修正案

- ① 1981年であっても、単純多数決で地方自治体の議会に地域ごとの条件で提案2 1/2号を無効にできる立法権を与えること（提案2 1/2号の下では提案2 1/2号を廃止するためには選挙年次以外には住民投票による3/5の支持が必要）。
- ② 自動車物品税の減税実施を1981年7月1日まで延期すること。
- ③ 提案2 1/2号の影響から自治体の固定支出、年金を除外すること。
- ④ 財産税率2.5%以下の自治体に2.5%実施を認めること。（提案2 1/2号下ではこのような自治体の財産税率は凍結されている）。

(2) 財源構想（提案2 1/2号への対案）

- ① 5%の販売税をすべての専門的企業サービスに拡大すること（会計、銀行、コンピューター、保険）。
- ② 5%の販売税をホテル料金に拡大すること。
- ③ 財産税減税を住宅資産に限定し、企業資産

は現行税率で課税すること。

- ④ 州所得税の累進課税の導入を憲法修正案として提案すること。^⑮

これらの税制改革は公共サービスの積極的な防衛のために緊急かつ欠くことのできないものである。マサチューセッツにおける新たな局面の展開のもとで公共サービスの全般的危機は破局的様相を呈しているが、AFSCMEの公務員労働者たちは断固とした積極的な反撃の闘いを続けている。3月25日、ボストン市のビーコン・ヒルにある官庁街を数万人の公務員労働者がデモ行進し、州議事堂を取り囲んだ。

彼らは公共サービスの防衛と提案2 1/2号の廃止、真の税制改革を主張した。新年度予算のスタートする81年7月1日まで提案2 1/2号に何ら修正が加えられなかったら、州全体で75,000人の公務員労働者が解雇されることが確実視されている。78年のカリフォルニアの提案13号成立後にはまだ警告だけであったが、80年のマサチューセッツでは大衆の焦燥感を利用したデマゴギーは前面にでてきており、警告は事実となった。

しかし、カリフォルニアといえどもすでに剰余財源は底をつき、81-82会計年度には深刻な事態が生まれるだろう。

今後の公務員労働運動の課題は大きい。公共サービスへのデマゴギーを打倒するには、公務員労働者以上に豊かな経験を持っているものはないし、公務員労働運動が真剣に取り組まなければならない課題は公共サービスの積極的な防衛と反動勢力への反撃の組織化である。

（マサチューセッツの提案2 1/2号の現状については大部分12月末までに集めた資料をもとに書いた。次に第4章は納税者の反乱の役割および性格を検討したいと思う。1981年3月29日）

注) ① Referendums : Rising Impatience

THE TIME MAGAZINE 80年11月17日号

② PUBLIC EMPLOYEE : AFSCME 機関紙80年12月号

③ 同上 80年12月号

④ THE BOSTON GLOBE 80年11月5日

⑤ Chaos in Taxachusetts

THE NEWSWEEK MAGAZINE 80年12月8日号

- ⑥ 同上 80年12月8日号
- ⑦ THE BOSTON GLOBE 80年11月3日
- ⑧ 同上 80年11月3日
- ⑨ 同上 80年11月6日
- ⑩ 同上 80年11月3日
- ⑪ Trouble at the Tea Party
THE TIME MAGAZINE 80年12月29日号
- ⑫ THE BOSTON GLOBE 80年11月3日
- ⑬ A Taxing Dilemma for the States
THE TIME MAGAZINE 81年2月29日号
- ⑭ THE BOSTON GLOBE 80年11月7日
- ⑮ 同上 80年11月7日
- ⑯ 同上 80年11月3日
- ⑰ 同上 80年12月31日
- ⑱ A Taxing Dilemma for the States
THE TIME MAGAZINE 81年2月29日号
- ⑲ AFSCME第93地区本部資料および電話によるインタビューに基づく。

《追伸》

マサチューセッツのカオス(大混乱)は、その後ますます大きくなってきたようだ。全米ネットのテレビ局は、普通一地域の報道はあまりしないのである。だが、最近では毎日マサチューセッツの報道が行われている。それによると、ボストン市ではついに警察官と消防士をそれぞれ100名解雇することを決定したという。また、ボストン市の教育委員会は学年末(4月末)をひかえて事実上破産状態におちいってしまったが、学年末ぎりぎりまで州の補填金が間にあい、とりあえず破産をまぬがれたという。こうした状態は、各市で引続き発生するものと思われる。

(4月27日国際電話による送稿。なお最近のテレビニュースでは日本の敦賀原発事故、原潜衝突事件などが連日報導されているという)

編集後記

17年ぶりのストなし春闘で、山場をこえたが、公務員にとっては「停年制」「退職手当減額」の攻撃がすぐひかえており春闘後も休みなし。アメリカ通信にもその焦点が公務員にあるとあり、日米ともに公務員の受難の時代なのであろうか。好況期には見向きもされず不況期にだけやり玉にあがる。やりきれない。

日米の公務員労働者が攻撃をうけている折も折、アメリカ通信の筆者佐藤氏が、アメリカ内地留学の実修でAFSCME本部(アメリカ自治労)の公共政策局に決ったという。労働者連帯の実践を遠く日本から期待している。(上林)

1981年4月25日発行

自治研かながわ月報 第41号(1981年4月号)

発行所 神奈川県地方自治研究センター
 発行人 清水嘉治・新田俊三・横山桂次 編集人 上林得郎 定価 1部200円
 〒231 横浜市中区本町1-7 東ビル 5F ☎045(201)1211~3
 振替口座 労働金庫本店 1365-100982 横浜銀行市庁舎支店 317-844970

会員になるには

1. 誰でも会員になれます。
2. 申込書は自治研センター事務局または自治労県本部にあります。会費月 400円 の半年分または1年分をそえてお申し込みください。
3. 詳細は自治研センター事務局 ☎045 (201) 1211, または自治労県本部 ☎045 (681) 7821 へご連絡ください。

会員の特典

1. 自治研センターの「自治研かながわ月報」が毎月送られます。
2. 「月刊自治研」（自治労本部自治研推進委員会発行・A5判・120～150ページ定価350円）が毎月無料で購読できます。
3. 自治研センターの資料集が活用でき、調査研究会などに参加できます。